



令和2年4月1日から始まりました！



利根町妊娠・出産祝い品支給事業



どのような事業？

- ・母子健康手帳を交付された妊婦の方に母乳育児用品（授乳服）を支給します。
- ・お子さんが生まれた子育て世帯に出産祝い商品券（利根町内共通商品券）を支給します。

当事業により、産前産後の母親の不安軽減と子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。



母乳育児用品（授乳服）ってどういうもの？

授乳服（チュニック）・穴あきキャミソール・授乳用ブラジャーの3点セットです。締め付け感がなく、乳腺の発達を妨げないので、マタニティから着られます。サイズや色はカタログ（申請後お渡し）からお選びください。



母乳育児用品（授乳服）の支給対象者は？

母子健康手帳を交付された妊婦の方で、申請時点で当町の住民基本台帳に登録されている方に支給します。

特例として、上記対象者のうち、入院等の理由で出産前に申請ができなかった方で、令和2年4月1日から5月31日までの間に産した方は、母乳育児用品の申請が可能です。



母乳育児用品（授乳服）の申請方法・申請期間は？

母子健康手帳の交付を受けた後、子育て支援課で申請手続きをしてください。申請期間は、特例の方を除き、妊娠中です。申請がない場合は、支給を受けることができませんので、忘れずに申請してください。

持参するもの

- ・母子健康手帳の写し（妊婦の氏名、分娩予定日が確認できるページの写し）
- ・印鑑（スタンプ式ではないもの）

裏に続きます。



出産祝い商品券ってどういうもの？

利根町商工会が発行する「利根町内共通商品券」です。町内取扱店で使用できます。支給対象者に、一律5万円分を支給します。



出産祝い商品券の支給対象者は？

誕生日が令和2年4月1日以降で、出生時に当町の住民基本台帳に登録された子ども（以下、「対象子ども」という）の父又は母で、次の2点ともに当てはまる方に支給します。

- ① 対象子どもの誕生日において当町の住民基本台帳に登録されている方
- ② 対象子どもを監護し、かつ、生計を同じくする方

ただし、下記のいずれかに当てはまる場合は、商品券が支給されません。

- 対象子どもの父又は母に、対象子どもの誕生日において町税等に滞納があるとき
- 申請期間内に、町内に住所を有しなくなったとき
- 申請期間内に、商品券の支給申請を行わないとき

町税等とは…利根町で賦課された住民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、下水道使用料、利用者負担額（保育料）、放課後児童クラブ費のことをいいます。



出産祝い商品券の申請方法・申請期間は？

住民課に出生届を届出後、子育て支援課で申請手続きをしてください。

申請期間は誕生日の翌日から50日以内（50日目が閉庁日の場合、その前の開庁日が締切日）です。申請がない場合は、対象者であっても支給を受けることができませんので、必ず期間内に手続きをしてください。

持参するもの

- ・印鑑（スタンプ式ではないもの）

問い合わせ先

利根町役場 子育て支援課 子育て支援係

電話番号：0297-68-2211（内線：142）

